

四日市市告示第 2 8 6 号

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 5 月 2 2 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 0 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定事業者の指定要件)</p> <p>第 1 2 条 第 5 条の指定事業者の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第 5 条に規定する生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)及び指定障害者支援施設</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(指定事業者の指定要件)</p> <p>第 1 2 条 第 5 条の指定事業者の指定を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第 5 条に規定する生活介護、<u>就労移行支援及び就労継続支援</u>を行うものに限る。)及び指定障害者支援施設</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

改正後

別表第 1

算定基準額（1 回当たり・消費税及び地方消費税を含む。）

	区分 3（重度）	区分 2（中度）	区分 1（軽度）
4 時間以上	6 1 7 単位	5 1 4 単位	4 1 1 単位
2 時間以上 4 時間未 満	3 0 9 単位	2 5 7 単位	2 0 6 単位
食事提供加算	1 日あたり 3 0 単位		
入浴加算	1 日あたり 5 0 単位		
送迎加算	片道 2 7 単位		
送迎加算	片道 1 3 単位		

備考

日中一時支援費の額の算定については、上記の単位に、当該日中一時支援を実施する事業所が所在する地域区分により、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に掲げる地域区分ごとの生活介護の割合を乗じるものとする。

（注 1） 食事提供加算は、市町村民税所得割の額が 1 6 万円未満の世帯に属する者に限る。ただし、受給者が 1 8 歳未満の児童である場合は、市町村民税所得割の額が 2 8 万円未満の世帯に属する者に限る。

（注 2） 送迎加算 は、厚生労働大臣が定める送迎（平成 2 4 年厚生労働省告示第 2 6 8 号）一イに該当するものとして都道府県知事に届出を行った指定事業者が算定できる。

（注 3） 送迎加算 は厚生労働大臣が定める送迎（平成 2 4 年厚生労働省告示第 2 6 8 号）一口に該当するものとして都道府県知事に届出を行った指定事業者が算定できる。

改正前

別表第 1

算定基準額（1 回当たり・消費税及び地方消費税を含む。）

	区分 3（重度）	区分 2（中度）	区分 1（軽度）
4 時間以上	6 1 7 単位	5 1 4 単位	4 1 1 単位
2 時間以上 4 時間未 満	3 0 9 単位	2 5 7 単位	2 0 6 単位
食事提供加算	<u>1 日あたり 4 2 単位</u>		
入浴加算	<u>1 日あたり 4 0 単位</u>		
<u>送迎加算</u>	<u>片道 2 7 単位</u>		

（注） 食事提供加算は、市町村民税所得割の額が 1 6 万円未満の世帯に属する者に限る。ただし、受給者が 1 8 歳未満の児童である場合は、市町村民税所得割の額が 2 8 万円未満の世帯に属する者に限る。

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式(第10条関係)

四日市市障害者(児)日中一時支援費請求明細書

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

受給者証番号	
受給者(保護者)氏名	
児童氏名 (受給者が児童の場合)	

事業者及びその事業所の名称	
---------------	--

費用 額 計 算 欄	サービス内容	単位数	回数	当月単位数	摘要	
	4時間未満					
	4時間以上					
	食事提供加算					
	送迎加算					
	送迎加算					
	入浴加算					
	当月単位数合計					
	単位数単価(円/単位)					
	当月費用の額(×)					

利用者負担額計算欄	利用者負担額(× 10/100)	
	利用者負担額上限	
	利用者負担額(又はの少ない方)	

当月日中一時支援費請求額(-)		円
-------------------	--	---

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱第12条の規定により指定を受けた指定事業者のうち、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第5条に規定する就労移行支援及び就労継続支援に該当する者に限る。)は、当分の間、改正後の四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱第12条による指定を受けたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)